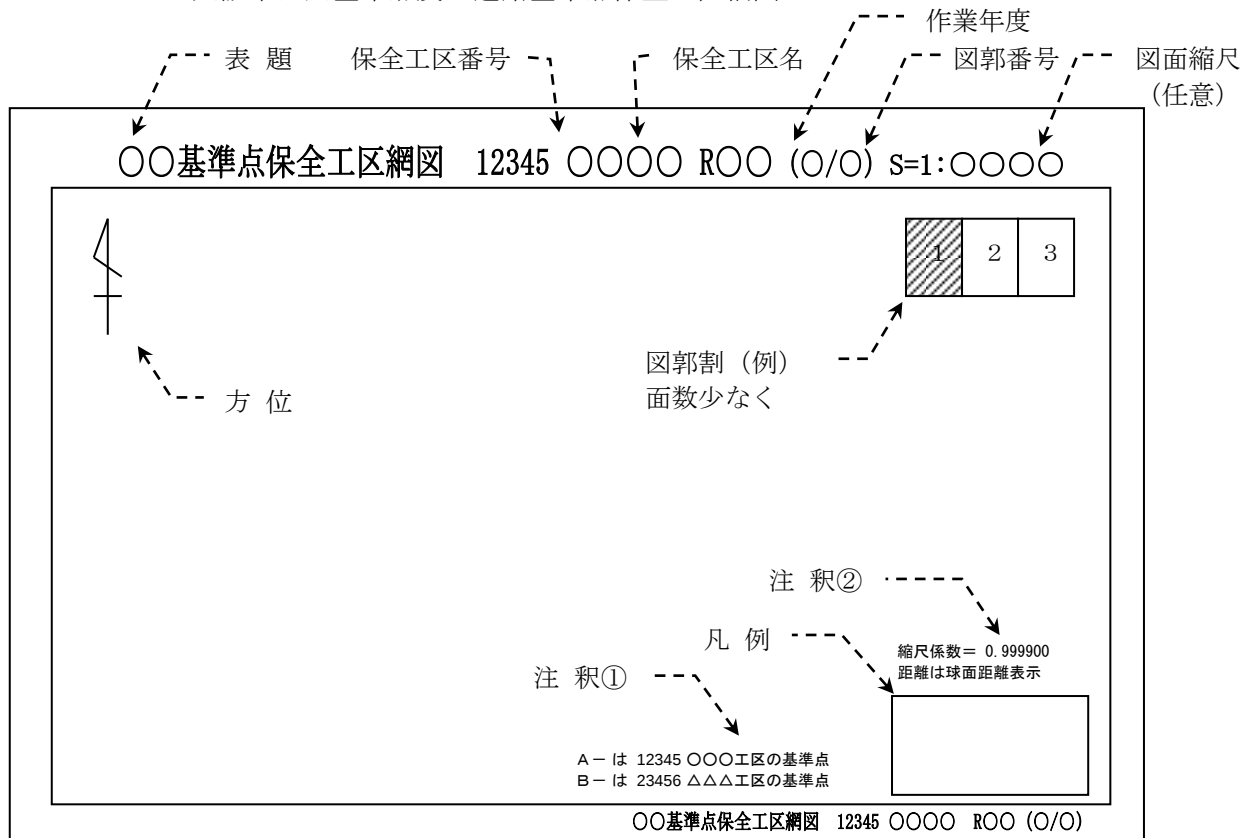


整理番号 3 4. 大阪市 3 級公共基準点保全工区網図

大阪市公共基準点及び道路基準点保全工区網図



・大阪市 3 級公共基準点保全工区網図（行政区単位）は、計画機関が貸与する行政区毎に作成された保全工区網図（PDF 及び SXF）に変更が生じた箇所の修正を行うこと。

・大阪市 3 級公共基準点保全工区網図（工区単位）、大阪市公共基準点及び道路基準点保全工区網図は、街区番号、大阪市公共基準点及び道路基準点番号並びに基準点間距離、角度等を記載すること。

・主要地物名、主要路線名等を記載すること。

・大阪市公共基準点、道路基準点及び街区番号は実線丸囲みとし自工区以外の大阪市公共基準点、道路基準点及び街区番号には、工区番号毎に番号の頭にアルファベットを付して破線丸囲みで表示し、付したアルファベットにあたる保全工区番号及び保全工区名の注釈を記載すること。なお、破線丸囲みの表示を行うにあたり、世界測地系で整備されていない工区においては、計画機関と協議すること。

各図面で必要な他工区点の記載がある場合のみ注釈を表示すること。

注釈①のアルファベット表示は A から順に付して「C」「E」は使用しない。

また、アルファベット表示は全ての成果において統一するものとする。

アルファベット表示は A から順に付して「C」「E」は使用しない。

例) 番号表示

自工区

3-〇〇-〇〇〇〇〇

4-〇〇-〇〇〇〇〇

他工区

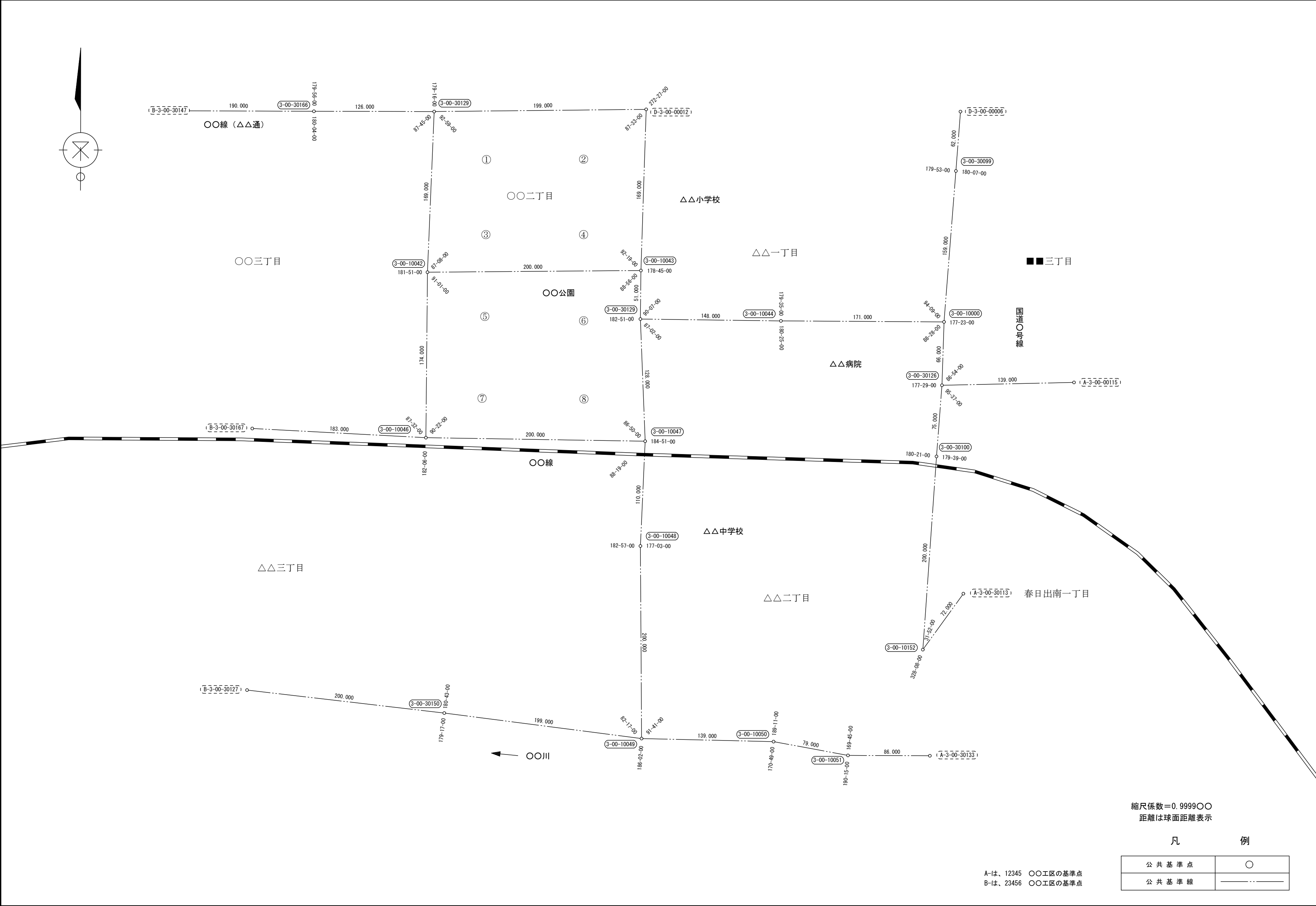
A-3-〇〇-〇〇〇〇〇

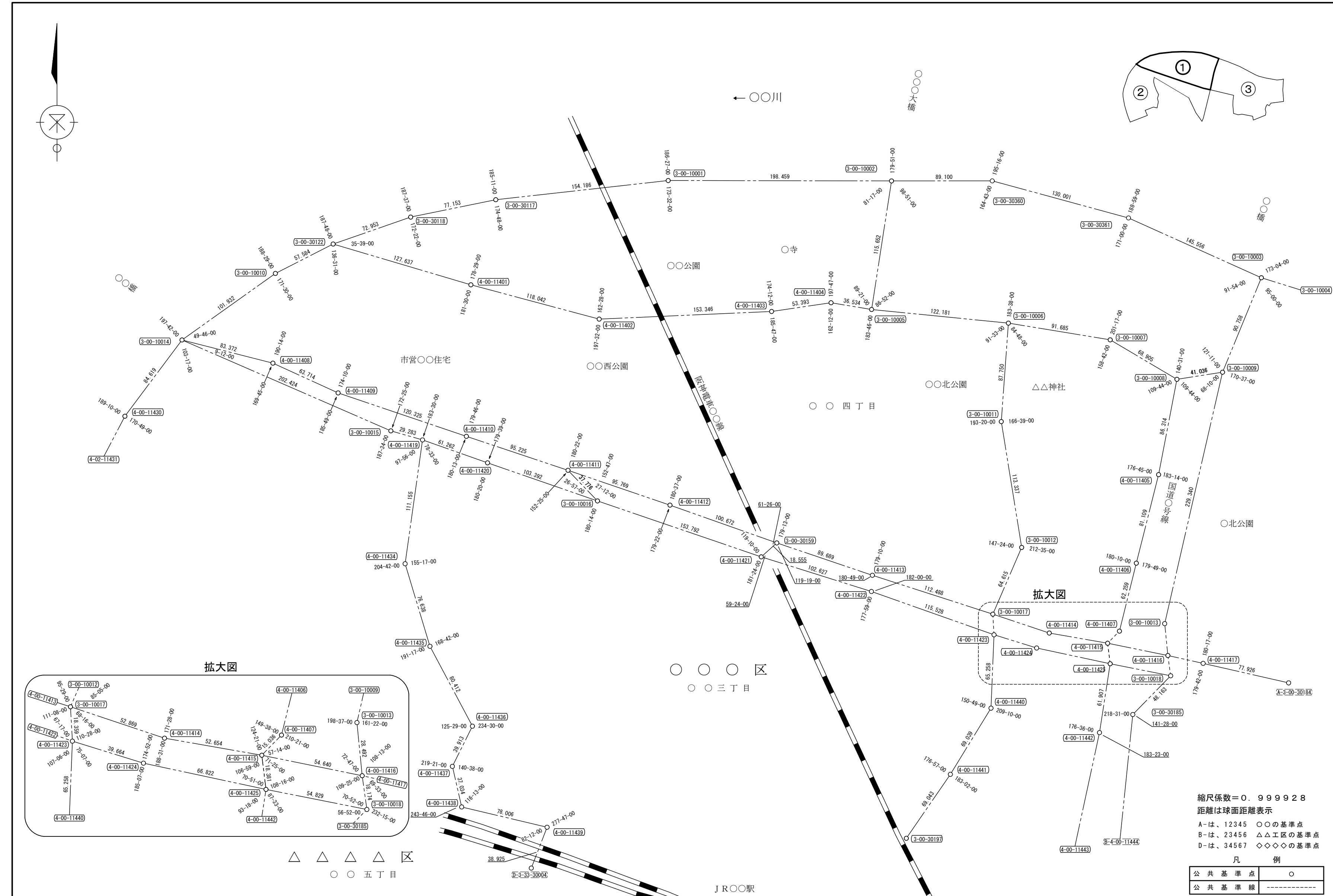
B-4-〇〇-〇〇〇〇〇

A- は 1 2 3 4 5 〇〇〇工区の基準点

B- は 2 3 4 5 6 △△△工区の基準点

- ・ 図面枠外となる接続点（大阪市公共基準点等）は図面上に表示すること。
- ・ 基準点間の距離は球面距離で表示し注釈②を記載すること。
（行政区毎に指定された縮尺係数を使用する）整理番号 7．縮尺係数表参照





整理番号 35. 土地台帳付属地図編集素図

- ・ 本規程 第 14 条（編集素図作成）に基づき作成すること。

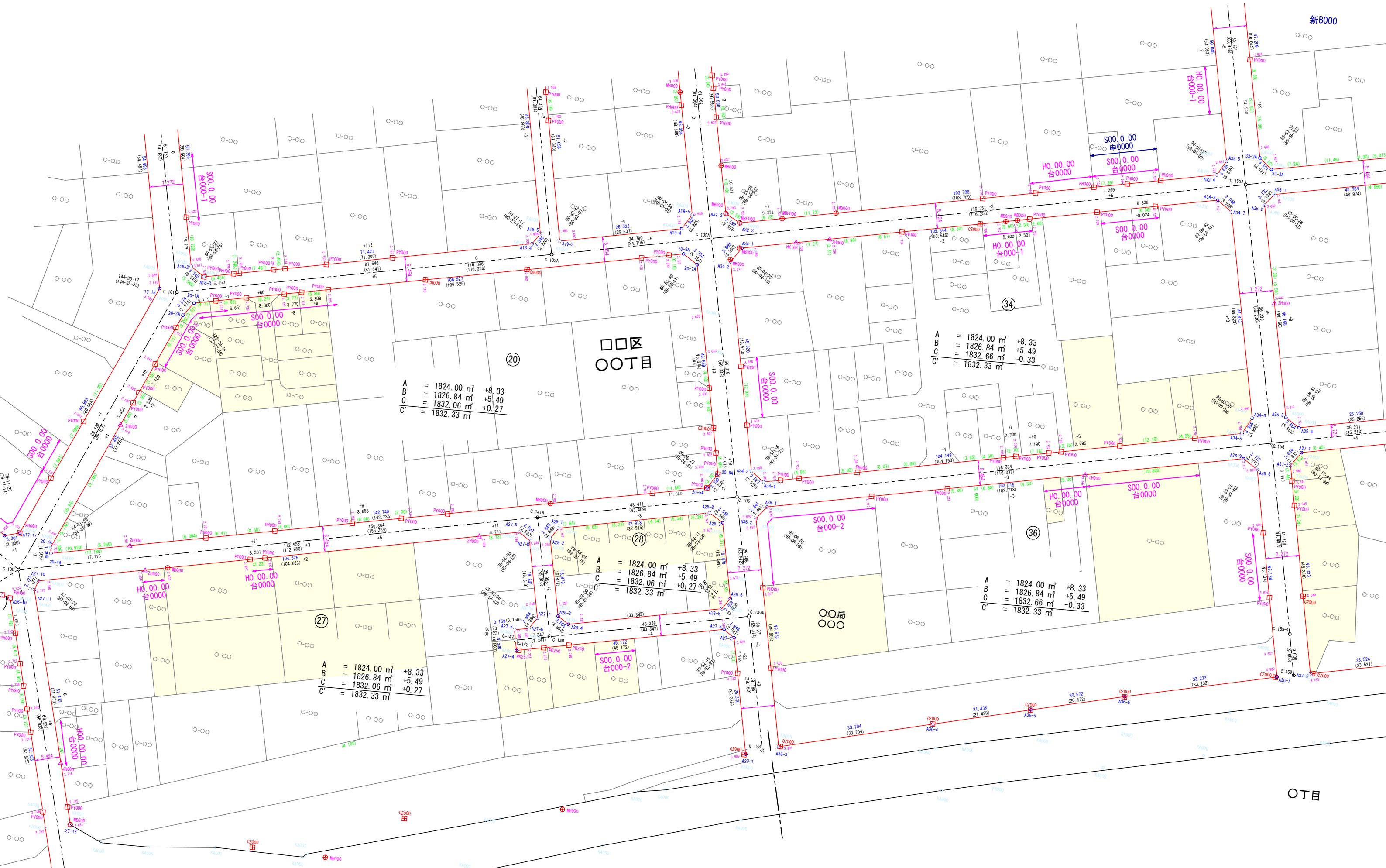
整理番号 36. 査定図

- ・本規程 第35条（査定図作成）、第42条（査定図作成）、第49条（査定図作成）に基づき作成し、既明示点及び境界点等については現地状況及び種類毎に次の表の通り整理するものとする。ただし、表にないものについては計画機関の指示によるものとする。

点名	種別
KA	肩石
MI	御影石
KI	キザミ
PY	プレート（矢印）
PH	プレート（方向）
PZ	プレート（十字）
CY	コンクリート杭（矢印）
CH	コンクリート杭（方向）
CZ	コンクリート杭（十字）
C, CT	道路基準点
CF, CTF	道路基準点（復元）
MB	明示鋸
MBF	明示鋸（復元）
ZH	座標変換点
ZK	計算点

- ・各点間距離は平面距離で表示すること。
行政区毎に指定された縮尺係数を使用する。（整理番号7. 縮尺係数表参照）
- ・道路基準点間及び道路に接する地番等の間口寸法表記については以下のとおりとする。
地積測量図等に記載の寸法： ○○○.○○○ m
実測寸法：（○○○.○○○）m

中心網地区調査測量 查定図



路線地区調査測量 査定図 S=1/300

整理番号 3 6



凡 例	
公 共 用 地	黄
地籍測量図のある地番	朱
認 定 道 路	朱
水 路	青
公共用地で測量図有り	黄
道 路 区 域 線	青